

感染を防止するための協力要請等について

有識者会議(第5回)

資料2

1. 第4回会議における感染拡大を防止に関する資料概要

感染成立の三要素は、「宿主」×「病原体」×「感染経路」

☆ 感染拡大を防止するためには、感染経路、すなわち人と人との接触をできる限り抑制することが重要(公衆衛生学の基本的知見)

<基本的な考え方>

新型インフルエンザ等の感染経路を踏まえ、感染拡大の原因となり得ると想定される施設については、以下の視点に留意しつつ、感染拡大防止対策を実施できるように政令では幅広く定めつつ、行動計画等では運用において柔軟に対応することとすべきではないか。

(視点1) 実証的研究がある施設(学校)等

第45条により最優先で対応

今回議論が必要

(視点2) 運用上柔軟に対応すべき施設
(劇場、百貨店等)

(視点3) 使用制限等以外の措置(入場制限等)

○1,000㎡以上の施設が特措法第45条対象

○1,000㎡未満の施設については、第24条
第9項に基づく任意の協力要請

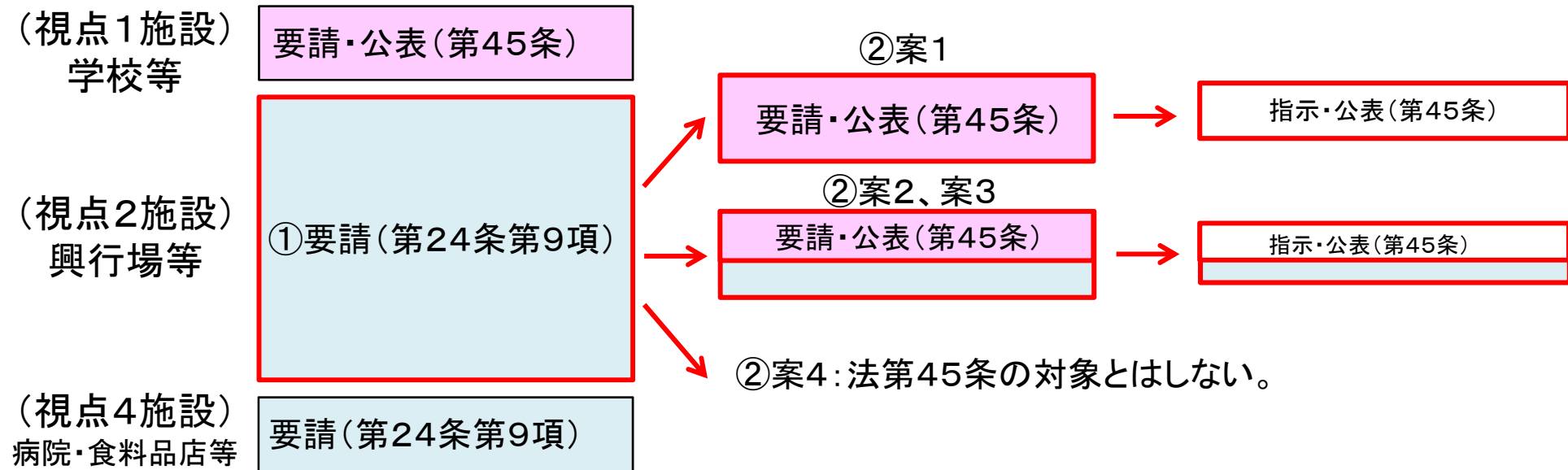
※ 対象になるとしても、施設の使用制限以外の措置
(入場制限、消毒の徹底等)も含めて対策を柔軟に講じていく

(視点4) 特措法第45条以外の措置
(食料品店等日常の社会生活を維持する上で、
必要な施設)

第45条の対象外

(第24条第9項に基づく任意の協力要請)

2. 要請、指示、公表の流れについて



＜興行場等(視点2施設)に対する要請・指示・公表の流れについて＞

- ① 第1段階として、第24条第9項による協力の要請を、すべての規模の施設に対し全般的に(A県B地区の映画館等)行う。要請の具体的な内容としては、以下が想定される。
 - ・入場制限、消毒薬の設置、咳エチケットの徹底等
 - ・場合によっては施設の一時的休業
- ② 第2段階として、第24条第9項による協力の要請に応じていただかず、公衆衛生上の問題が生じている施設に対してのみ限定的に第45条による要請を個別に行う(A県B地区の α 映画館、 β 百貨店)。その際対象施設については以下の4案が考えられる。
 - 案1: 規模にかかわらず全て対象とする
 - 案2: 面積による基準をかける
 - 案3: 収容人員による基準をかける
 - 案4: 第45条の対象とはしない。(学校等(視点1施設)のみ対象とする。)

(案1)規模にかかわらずを全て対象とする

○興行場等の施設(視点2の施設)については、規模に限らず対象とする。

(案2)面積による基準をかける

○興行場等の施設(視点2の施設)については、1,000㎡(※)超の施設を対象とする。

○対象外となる施設については、法第24条第9項による任意の協力要請により対応。

(※) 1,000㎡の考え方

○「大規模小売店舗立地法」、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」において「多数の者が利用する」という概念の基準として1,000㎡を基準としており、既に社会として対応可能な環境が整っている。

○小売店の例でいえば、百貨店、総合スーパー等は対象となるが、コンビニは対象外となり、社会実態上も適当である(注)

(注) 平均の売り場面積

百貨店(約22,500㎡)、総合スーパー(約9,400㎡)、専門スーパー(約1,120㎡)

ドラッグストア(約375㎡)、コンビニエンスストア(約115㎡)、専門店(約65㎡)

(案3)収容人員による基準をかける

○興行場等の施設(視点2の施設)については、消防法上の収容人員を用いた基準を満たす施設を対象とする(例えば、防火管理者を置くこととされている施設)。

○対象外となる施設については、法第24条第9項による任意の協力要請により対応。

【消防法における収容人員(抜粋)】

防火対象物	防火管理者	収用人員算定方法
劇場、映画館、演芸場又は観覧場	30人以上	次に掲げる数を合算して算定する。 一 従業者の数 二 客席の部分ごとに次のイからハまでによつて算定した数の合計数 イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を○・四メートルで除して得た数(一未満のはしたの数は切り捨てるものとする。) ロ 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を○・二平方メートルで除して得た数 ハ その他の部分については、当該部分の床面積を○・五平方メートルで除して得た数
公会堂又は集会場	30人以上	

(案4) 法第45条の対象とはしない。(学校等(視点1施設)のみ対象とする。)

○実証的研究のある学校及びそれに類する施設(保育所等)についてのみ対象とする。

○対象外となる施設については、法第24条第9項による任意の協力要請により対応。

利用度の基準を設けない理由

公衆衛生学的には、飛沫の飛距離1～2mを空けることが必要であり、対象施設の基準としても、対人距離を保つことができない施設に限定することが合理的であるが、以下の理由から基準を設けることはしない。

- ①利用度については、状況による変動が大きい流動的な概念であり、規制を受ける施設側の予測可能性の観点から適当でない。
- ②平時における利用度(個別事業者ごとの一定期間の利用者の1日当たりの平均値)を調査し、それを基準とする場合も以下の問題がある。
 - ・利用度の調査に膨大な時間と労力を一般事業者に課すこととなる。
 - ・調査結果の正確性を行政として確認することができない。

(都道府県対策本部長の権限)

第二十四条 (略)

- 9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

(感染を防止するための協力要請等)

第四十五条 (略 外出自粛要請の規定)

- 2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設(通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。)、興行場(興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)第一条第一項に規定する興行場をいう。)その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者(次項において「施設管理者等」という。)に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。
- 3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。
- 4 特定都道府県知事は、第二項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。⁴

各案対比表

	①実証研究	②対象施設の範囲	③中小事業者の負担 ④利用者の権利制限	⑤制度の安定性
案1 規模にかかわらず全 て対象	なし	広い	高い	高い
案2 面積(1000㎡)による 基準	なし	やや狭い	やや低い	高い
案3 収容人員(消防法)に よる基準	なし	やや広い	やや高い	低い
案4 第45条の対象外	あり	狭い	低い	高い

①実証研究があるのは、学校等のみ

②第45条の対象範囲であり、これ以外の施設に対しては、第24条第9項による任意の要請により対応することとなる。

③中小企業においては、施設使用制限に対応できる体力がなく、小規模施設も含めて対象とすることは負担となる。

④多くの施設が施設使用制限の対象となると、利用者の権利制限は高くなる。

⑤法律としての考え方が異なる他法の基準を用いた場合、将来当該他法が抜本的に改正された場合、対応できなくなる。

政令において規定する施設のリスト

施設の種類		前回案
(視点1)実証的研究がある施設等 ⇒ 最優先で対応		
文教施設	学校（大学を除く。）	対象
社会福祉施設等	保育所、通所施設その他これらに類するもの	対象 (保育所・ 通所・短期入所型)
(視点2)運用上柔軟な対応が必要な施設		
大学、学習塾等	大学、自動車教習所、学習塾、華道教室、囲碁教室、その他これらに類するもの	対象
運動、遊戯施設	体育館・ボーリング場・スケート場・水泳場その他これらに類する運動施設又は遊技場	対象
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	対象
集会、展示施設	集会場又は公会堂（ホテル等の宴会場を含む。）	対象
	展示場	対象
	博物館、動物園、水族館、美術館又は図書館	対象
商業等	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（卸売市場、食料品売場を除く。）	対象
	理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	対象
娯楽施設等	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これに類するもの（飲食店、料理店を除く。）	対象

(視点4)特措法第45条以外措置を講じるべき施設 ⇒ 特措法第24条第9項、ガイドラインで対応

医療施設	病院又は診療所	対象外
食料品販売施設	卸売市場、食料品売場	対象外
食事提供施設	飲食店、料理店	対象外
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館	対象外
	共同住宅、寄宿舍又は下宿	
交通機関等	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	対象外
工場	工場	対象外
銀行 事務所、官公署	銀行	対象外
	事務所	対象外
	保健所、税務署その他不特定多数のものが利用する官公署	対象外
公衆浴場	公衆浴場	対象外

施設の使用制限以外の措置(法第45条第2・3項)

政令事項

- ・ 入場制限など施設利用者が互いに接触・接近しないようにするために必要な措置の実施
- ・ 発熱などの症状がある人の入場禁止
- ・ 消毒液や手洗いの場所の設置による手指消毒の徹底
- ・ 咳エチケットの徹底
- ・ 施設等利用者が発熱などの感染が疑われる症状を示した場合、消毒・清掃等の必要な感染予防策を講じることができる体制構築
- ・ その他必要な措置として告示に定めるもの